

新設包括の状況報告について

平成24年7月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

平成 24 年 4 月新たに設置した地域包括支援センター（11 か所）の状況報告について

1. 運営状況の実態確認について

平成 24 年 4 月に増設された 11 か所の地域包括支援センター（以下、包括と略す）について、開設後の運営状況の確認のため訪問し、総合相談及び権利擁護に関する相談状況、介護予防事業等を中心に、包括職員に直接ヒアリングを実施した。円滑な事業運営に繋がるように助言指導や課題の整理を行った。

- (1) 実施時期：平成 24 年 5 月 17 日～29 日
- (2) 実施時間：2 時間 30 分～3 時間程度
- (3) ヒアリング対応者：各包括の管理者および職員
- (4) ヒアリング実施者：福祉局高齢福祉課および地域福祉課職員
各区保健福祉センター職員

2. 現状について

- 区保健福祉センター担当者（包括課長経験者）の助言や連携により、業務がスムーズに進んでいるとの声が多くあった。
- 自分たちのスキルアップに包括連絡会が役だっているとの意見があった
- 総合相談ケースの引継がほとんどない包括もあれば、丁寧に引継いてもらっているという包括もあり、引継の方法・時期についての要望や意見が例年より多くみられた。
- ほとんどの包括が、高齢者虐待ケースや支援困難ケースについては、朝のミーティング等で共有するなどの工夫をしている。
- 高齢者虐待ケースでの事実確認チェックシートの活用方法や、地域ケア会議とサービス担当者会議との違いがわからないという基本的な質問もあった。
- 高齢者虐待ケース対応については、これでいいのか悩みながら実施している。
- 以前従事していた近隣市と比較して、二次予防事業の実施方法に異なる点があるので、理解を深めるために詳しく教えてほしいという意見があった。
- 地域ネットワークづくりの活動をしていきたいが、日々、相談業務に追われている。
- 区生活保護ケースワーカーからのケース支援依頼があるが、担当者によって情報提供方法や依頼ケースに差があるため、何のために包括が関わるのかわからない場合がある。

3. 今後に向けて

- 区保健福祉センターと包括との連携強化のために、区担当者への研修や合同研修を検討していく必要がある。
- 新たに設置された包括への「総合相談ケース」の引継方法について、各包括で差がないように一定の整理がいる。
- 「高齢者虐待対応」「地域ケア会議」「2 次予防事業」については、引続き、新たに設置される包括への研修を充実していく。
- 生活保護受給者支援のための区生活保護ケースワーカーや区保健師（保健分野）との連携について、一定のしくみづくりが必要である。